

(2) 現行の世帯概念に関する考え方について

- 介護保険制度は、公的年金制度の充実や成熟化に伴う近年の高齢者の経済的、社会的自立を踏まえ、それまでの措置制度を改めて、高齢者の自立を支援するという基本的な考え方方に立ち、高齢者自身が保険料を納める一方で、必要な保険給付を受けるという社会保険制度へ転換するもの。
- このため、保険料の賦課・徴収、保険給付等の取扱いについて、高齢者個人を基本とすることが適当であることとされたもの。なお、被保険者が2種類に分かれていることから、世帯単位に取り扱うことは実務上難しい面がある。
- 介護保険料を段階別定額制にした主な理由は、第4回提出資料「定額制又は定率制等について」にあるとおり、できる限り低所得者にきめの細かい配慮をするとともに、市町村が保険料賦課をするに当たって新たな事務負担が可能な限り生じないようにすることが要請されたこと等による。その際、当時、4分の3が市町村民税非課税者であったため、個人単位の保険料徴収原則を一部修正して、世帯による保険料負担能力を加味することにより、市町村民税世帯非課税者の負担をさらに軽減したものである。
- また、個別で見た場合には、無年金者なども存在し、当該個人の所得のみをもってしては、必要な負担をすることができないケースも存在する。

こうしたケースについては、通常、当該高齢者の属する世帯全体でその生計が維持されており、当該高齢者が無資力であることをもって、介護保険の適用除外等とすることは適当でないことから、生計を一にする世帯全体でカバーされることが適当であると考えられる。

個人単位の加入を原則とする他の社会保険制度等においても、保険料等について、被保険者や加入者自らが負担できないと考えられる場合において、補完的な位置付けとして、「世帯」ないしは「世帯主」を位置付け、保険料の連帯納付義務を課している。

こうしたことから、介護保険料についても連帯納付義務を課している。

- 実際、当該世帯の他の構成員にとっても、当該高齢者に保険給付が行われることにより、介護負担が軽減されるなど受益が生じており、世帯員がこうした補完的な役割を負うことは受容されるべきもの。